

(趣旨)

第1条 この告示は、町以外の団体が主催する行事、催しその他これらに類するもの（以下「行事」という。）についてする共催及び後援の取扱いに関して必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 共催 行事の趣旨に賛同し、町が当該行事の企画又は運営に参加することをいう。
- (2) 後援 行事の趣旨に賛同し、「後援」の名義を使用させ、町が当該行事の開催を支援することをいう。

(承諾の基準)

第3条 町長は、次の各号のいずれかに該当する行事について、共催又は後援（以下「共催等」という。）を承諾することができる。

- (1) 国又は他の地方公共団体が主催する行事
- (2) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校又はその連合体が主催する行事
- (3) 前2号に規定する団体以外の団体が主催する行事で、次のアからウまでの全ての基準に該当するもの
 - ア 町の施策の推進に寄与すると認められる行事であること。
 - イ 堅実な活動実績を有し、かつ、事業の遂行能力が十分であると認められる者が主催する行事であること。
 - ウ 町民の参加が見込まれる行事であること。

2 前項の規定にかかわらず、町長は、主催者が過去に行った行事において、前項若しくは次項に規定する共催等の承諾の基準又は第4項の規定により付された条件に反する行為があった場合は、共催等を承諾しないことができる。

3 前2項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当すると認められる行事については、共催等を承諾しない。

- (1) 公序良俗に反するものその他社会的な非難を受けるおそれのあるもの
- (2) 宗教的又は政治的な目的を有しているもの
- (3) 営利を目的としているもの

4 町長は、共催等を承諾するに当たり、必要と認めるときは、条件を付することができる。

(承諾手続等)

第4条 共催等の承諾を受けようとする者は、共催・後援承諾申請書（様式第1号）を行事の開催前30日までに、町長に提出しなければならない。

- 2 町長は、前項の規定により申請書の提出があったときは、その内容を審査し、共催等を承諾するときは共催・後援承諾通知書（様式第2号）により、承諾しないときは共催・後援不承諾通知書（様式第3号）により、当該申請をした者（以下「申請者」という。）に通知するものとする。

(承諾の取消し)

第5条 前条の規定により承諾した後において、当該行事が第3条に規定する基準に適合しない事実が判明した場合は、当該承諾を取り消すことができる。

- 2 前項の規定により共催等の承諾を取り消したときは、共催・後援承諾取消通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。

(報告)

第6条 町長は、必要があると認める場合は、後援の承諾をした行事の主催者に対し後援行事実績報告書（様式第5号）の提出を求めることができる。

(委任)

第7条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の際現に廃止前の川南町行事の共催及び後援に関する要綱（平成18年川南町訓令第36号）の定めによりなされた行為は、なお従前の例による。